No.18−29　2018（平成 30）年 11 月 30 日

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全　国　保　育　協　議　会

TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔 http://www.zenhokyo.gr.jp 〕

−今号の目次−

◆ 子ども・子育て会議（第 40 回）が開催される
—2 号認定子どもの「副食費」実費徴収化の方向性が確認される･･･････････ 1

## ◆子ども・子育て会議（第 40 回）が開催される —2 号認定子どもの「副食費」実費徴収化の方向性が確認される

平成 30 年 11 月 30 日、子ども・子育て会議（第 40 回）が開催されました。

議事は「公定価格について」とされ、前回（第 39 回、平成 30 年 11 月 22 日）から継続して「公定価格の対応の方向性について」の資料に「食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）」が示されました。

子ども・子育て会議（第 40 回）資料 1【抜粋】

**1．幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し**

**（1）食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）**

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

○　１号認定子ども（幼稚園等）・２号認定子ども（保育所等（３～５歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）

➢　生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。

※　生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第３子

➢　さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。

○　３号認定子ども（保育所等（０～２歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

本会からは、佐藤秀樹副会長が出席し、前回の子ども・子育て会議に引き続き、実費徴収化に反対を表明しています。
また、2 号認定子どもの副食費について、現状でも公定価格の設定上、事業費として積算され、（新制度施行時には）保育の一部として「食育」を位置づけ、公定価格に含まれている経緯からも、公定価格から除くことは納得できないこと、保育料の無償化を理由に施設による実費徴収へと位置づけを変えるべきではないこと等を、あらためて主張しています。

本会議 無藤隆会長は、資料に示している方向性にそって、食材料費の取扱い（実費徴収化）をすすめること、その際には予算編成過程において、これまでに出されている意見を充分に考慮すること等を発言し、協議を終えました。

来週（平成 30 年 12 月 6～7 日）に開催する、全国保育組織正副会長等会議において、本件に関するこれまでの動きや、本会が子ども・子育て会議に提出した意見書について、協議員・保育組織役員の皆さまにご報告する予定です。

本会議資料の抜粋を添付いたしますので、ご参照ください。
なお、本会議の資料・動画は、近日中に内閣府ホームページに掲載されます。

**【内閣府　子ども・子育て支援新制度　子ども・子育て会議】**
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html